

第92回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年1月28日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー17階
「オパール17」

会場が前回と異なっておりますので、
お間違いのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止
の観点から、ご来場につきましては
慎重にご判断いただき、書面または
インターネットによる議決権行使を
ご検討くださいますようお願いいた
します。

目次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件	
第3号議案 役員賞与の支給の件	
事業報告	14
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告書	34
株主総会会場ご案内図	

巴工業株式会社

証券コード：6309

(証券コード 6309)
2022年1月12日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

巴工業株式会社

取締役社長 山 本 仁

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁に記載のいずれかの方法により2022年1月27日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー17階 「オパール17」
会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。
(末尾に株主総会会場ご案内図を記載しております。)

3. 目的事項

- 報告事項** (1) 第92期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第92期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第3号議案 役員賞与の支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会
開催日時

2022年1月28日（金曜日）午前**10時**
（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使



議決権行使期限

2022年1月27日（木曜日）午後**5時30分**到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2022年1月27日（木曜日）午後**5時30分**まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン用QRコード（ID・パスワードの入力不要）を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス**
「次へすすむ」をクリック
- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック
- 3 パスワードを入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権電子行使の方法として、前記による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

- ※ 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
- ※ 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙イメージ図

議決権行使書					

お願い	

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

 0120-768-524（年末年始を除く午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

当期の期末配当は、この方針のもと、財務体質の状況および当期の業績と今後の見通し等を勘案し、前期に比べ50銭増配となる1株につき25円とさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 25円 総額249,457,225円

なお、中間配当金として1株につき25円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年1月31日

2. 剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものです。なお、監査等委員会は、各候補者の業務執行状況、業績、知見、経歴等の要件に照らし取締役として適任であると判断しております。また、指名・報酬諮問委員会は取締役会からの諮問に対し、同要件に照らして各候補者が取締役として適任であると答申しております。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当等	属性	取締役会への出席状況
1	やまもと 山本 ひとし 仁	代表取締役社長	再任	100% (22回/22回)
2	たまい 玉井 あきとも 章友	専務取締役 機械本部長	再任	100% (22回/22回)
3	しのだ 篠田 あきよし 彰鎮	常務取締役 化学品本部長	再任	100% (22回/22回)
4	やくら 矢倉 としあき 敏明	取締役 経理部および経営企画室担当	再任	100% (22回/22回)
5	いとう 伊藤 かつひこ 勝彦	取締役 機械本部副本部長（産業機械営業部および海外営業部担当）	再任	100% (22回/22回)
6	あずま 東 てつゆき 徹行	取締役 化学品本部副本部長（機能材料部、工業材料部および鋳産部担当）	再任	100% (22回/22回)
7	さだ 佐田 あつし 淳	取締役 機械本部副本部長（生産担当）兼サガミ工場長	再任	100% (22回/22回)
8	ふじい 藤井 おさむ 修	取締役 総務部および業務部担当	再任	100% (22回/22回)
9	ふじい 藤井 さかえ 栄	取締役 化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）	再任	100% (17回/17回)
10	すぎうら 杉浦 みちあき 路明	取締役 機械本部副本部長（環境設備営業部担当）	再任	100% (17回/17回)

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

（注）藤井 栄および杉浦路明の両氏の取締役会への出席状況は、2021年1月28日の取締役就任以降のものとなります。

候補者番号

1

やまもと

山本

ひとし

仁

(1955年7月20日生)

再任

■所有する当社の株式数

34,077株

■略歴、地位、担当

1979年4月	当社入社	2009年1月	当社常務取締役 当社機械本部長
2003年4月	当社機械本部産業機械営業部長	2013年1月	当社専務取締役 当社化学品本部長
2007年1月	当社取締役 当社機械本部副本部長（産業機械営業部担当）	2015年1月	当社代表取締役社長〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に代表取締役就任以降は当社グループの統括経営責任者として適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

たまい

玉井

あきとも

章友

(1957年2月12日生)

再任

■所有する当社の株式数

23,378株

■略歴、地位、担当

1980年4月	日本国土開発株式会社入社	2012年11月	巴恵貿易(深圳)有限公司董事長
1988年4月	エルケム・ジャパン株式会社入社	2013年1月	当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）兼中国事業推進室長
2000年4月	当社入社	2017年11月	当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）
2005年11月	当社化学品本部工業材料部長	2018年1月	当社常務取締役 当社化学品本部長
2011年1月	当社取締役 当社化学品本部副本部長（合成樹脂部、工業材料部および化成部品担当） 巴物流株式会社代表取締役社長	2021年1月	当社専務取締役〔現任〕 当社機械本部長〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2011年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

しのだ
篠田あきよし
彰鎮

(1961年8月23日生)

再任

■所有する当社の株式数

19,863株

■略歴、地位、担当

1985年4月	社団法人日本海事検定協会入社	2015年4月	当社化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成部品担当）
1989年9月	当社入社	2018年1月	当社化学品本部副本部長（化成部品部、電子材料部および合成樹脂部担当）
2011年11月	当社大阪支店化学品営業部長		巴物流株式会社代表取締役社長
2014年4月	当社化学品本部化成部品部長	2021年1月	当社常務取締役〔現任〕
2015年1月	当社取締役		当社化学品本部部長〔現任〕
	当社化学品本部副本部長（機能材料部および電子材料部担当）兼化成部品部長	2021年3月	巴恵貿易(深圳)有限公司董事長〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

やくら
矢倉としあき
敏明

(1958年5月31日生)

再任

■所有する当社の株式数

13,072株

■略歴、地位、担当

1981年4月	株式会社富士銀行入行	2014年4月	当社経理部長
2008年4月	株式会社みずほコーポレート銀行米州事務部長	2015年1月	当社取締役〔現任〕
2012年10月	当社入社		当社経理部および経営企画室担当兼経理部長
	当社経理部専任部長	2019年11月	当社経理部および経営企画室担当〔現任〕

■取締役候補者とする理由

経理および経営企画に関する豊富な知識と経験を有し、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

いとう
伊藤

かつひこ
勝彦

(1964年9月21日生)

再任

■所有する当社の株式数

12,844株

■略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社
 2013年4月 当社大阪支店機械部長
 2017年1月 当社取締役〔現任〕
 当社機械本部副本部長（産業機械営業部および
 海外営業部担当）〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2017年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

あずま
東

てつゆき
徹行

(1960年8月16日生)

再任

■所有する当社の株式数

9,289株

■略歴、地位、担当

1984年4月	当社入社	2018年4月	当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）
2009年11月	当社化学品本部機能材料部長	2019年11月	当社化学品本部副本部長（機能材料部、工業材料部および鉱産部担当）〔現任〕
2018年1月	当社取締役〔現任〕 当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）兼機能材料部長	2021年1月	巴物流株式会社代表取締役社長〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2018年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

さ だ
佐田

あつし
淳

(1964年10月30日生)

再任

■所有する当社の株式数

5,735株

■略歴、地位、担当

1988年4月 当社入社
 2016年11月 当社機械本部技術開発部長
 2019年1月 当社取締役〔現任〕
 当社機械本部副本部長（生産担当）兼サガミ工場長〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2019年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

8

ふ じ い
藤井

お さ む
修

(1963年12月10日生)

再任

■所有する当社の株式数

8,111株

■略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社
 2013年4月 当社総務部長
 2020年1月 当社取締役〔現任〕
 当社総務部および業務部担当兼総務部長
 2020年11月 当社総務部および業務部担当〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の管理部門を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2020年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

ふじい

さかえ

再任

9

藤井

栄

(1962年8月19日生)

■所有する当社の株式数

5,006株

■略歴、地位、担当

1986年4月 当社入社

2010年4月 当社化学品本部統括室長

2015年4月 当社化学品本部化成部品部長

2018年5月 当社化学品本部統括室長

2021年1月 当社取締役〔現任〕

当社化学品本部副本部長（化成部品、電子材料部および合成樹脂部担当）〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2021年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

すぎうら

みちあき

再任

10

杉浦

路明

(1971年4月24日生)

■所有する当社の株式数

3,406株

■略歴、地位、担当

1996年4月 当社入社

2012年4月 当社上海事務所長

2014年11月 Tomoe Engineering USA, Inc.出向

2019年4月 当社機械本部プラント技術部長

2021年1月 当社取締役〔現任〕

当社機械本部副本部長（環境設備営業部担当）〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2021年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 役員賞与の支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末における取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名および監査等委員である取締役4名に対し、役員賞与総額76,483,000円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分50,182,000円、監査等委員である取締役分26,301,000円）を支給いたしたいと存じます。各取締役に対する支給金額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は23頁から24頁に記載のとおりですが、監査等委員会ならびに指名・報酬諮問委員会が賞与総額の決定の手続き、具体的な算定方法等は当該方針に沿うものであることを確認しており、本議案は相当であると判断しております。

以上

（ご参考）

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会構成およびスキルマトリックス

	企業経営	営業・マーケティング		海外ビジネス	生産・技術・開発	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント	社外・独立性
		メーカー	商社						
山本 仁	●	●	●	●	●				
玉井章友	●	●	●	●					
篠田彰鎮	●		●	●					
矢倉敏明	●			●		●			
伊藤勝彦	●	●		●					
東 徹行	●		●	●					
佐田 淳	●				●				
藤井 修	●						●	●	
藤井 栄	●		●	●					
杉浦路明	●	●		●	●				
深沢正義	●						●	●	
八尋研治	●							●	●
中村 誠						●		●	●
蓮沼辰夫						●			●

当社の社外取締役選任基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の基準を満たす者とする。

1. 取締役会において、審議または決議される経営全般、財務・法務、コーポレート・ガバナンス等に関する事項を直接監督できること。
2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見、専門性、経験を有し、経営戦略、中期経営計画の策定等の会社経営上の事案に関して、有用な意見の表明、助言が行えること。

当社の社外取締役独立性基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の1.～5.に該当しない者とする。なお、2.～5.の対象期間は現在および過去10年とする。

1. 当社グループ関係者
当社、当社の子会社および関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者等」という。）
2. 株主およびその関係者
(1) 当社の議決権を10%以上保有する株主またはその業務執行者等
(2) 当社グループが議決権を10%以上保有する会社の業務執行者等
3. 取引先関係者
(1) 当社グループとの間で双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等
(2) 当社グループが連結総資産の2%以上に相当する金額を借入れている金融機関の業務執行者等
4. 弁護士、公認会計士、税理士等
(1) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー
(2) 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者
5. その他
(1) 上記1.～4.に該当する者の配偶者および2親等以内の親族
(2) 当社グループとの間で、取締役が相互に就任している会社の業務執行者等
(3) 当社グループとの間で、株式を相互に保有している会社の業務執行者等

(添付書類)

事業報告

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のが国経済は、期初にコロナ禍からの急回復で好調に滑り出したものの、年初にはマイナス成長に転じ、その後一旦は回復しましたが直近では個人消費、設備投資、輸出が減少し再びマイナス成長になっています。一方、海外においては、中国および米国経済が足元では成長率が鈍化しているものの堅調に推移し欧州経済もプラス成長となっています。

このような状況の下、機械製造販売事業では、国内民需向け機械と装置・工事の販売が伸び悩んだものの、国内官需向け機械と装置・工事および海外向け機械に加えて国内官民需および海外の部品・修理の販売が伸長したため、当連結会計年度の売上高は前年度比6.7%増加し12,322百万円となりました。利益面につきましては、収益性の低下と販管費の増加により営業利益は前年度比4.3%減少し886百万円となりました。

化学工業製品販売事業では、前年度後半に新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受けた自動車業界等の急回復を背景に、国内外の合成樹脂関連の樹脂原料や製品、工業材料・鉱産関連の自動車・建材用途向け材料、化成品関連の紫外線硬化樹脂、塗料・インキ用途向け材料や添加剤を中心に全分野での販売が増加したことから、当連結会計年度の売上高は前年度比18.6%増加し32,809百万円となりました。利益面につきましては、全分野での増収を受け営業利益は前年度比46.7%増加し1,957百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、機械製造販売事業および化学工業製品販売事業の販売が共に増加したため、前年度比15.1%増の45,132百万円となりました。利益面につきましては、化学工業製品販売事業が増益となったことを受け営業利益は前年度比25.8%増の2,843百万円、経常利益が前年度比26.6%増の2,905百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は中国の連結子会社清算益を計上したことを主因に前年度比37.6%増の2,108百万円となりました。

両事業の区分別にみた売上高の状況は、次のとおりです。

[機械製造販売事業]

機 械 国内民需向け販売の伸び悩みを国内官需および海外向け販売が補い、売上高は前年と同等の3,547百万円となりました。

装置・工事 国内民需および海外向け販売が伸びを欠いたものの、大口案件受注による国内官需向け販売が伸長したため、売上高は前年度比6.3%増の1,424百万円となりました。

部品・修理他 海外向けを中心に、国内官民需および海外の全てにおいて販売が伸長したため、売上高は前年度比10.3%増の7,350百万円となりました。

[化学工業製品販売事業]

合成樹脂関連 自動車業界と中国経済の急回復を背景に国内外の樹脂および製品の販売が増加したことから、売上高は前年度比31.2%増の8,430百万円となりました。

工業材料・鉱産関連 自動車業界の急回復等を背景に自動車・建材用途向け材料の販売が増加したことから、売上高は前年度比16.3%増の9,268百万円となりました。

化成品関連 コロナ禍からの回復を背景に紫外線硬化樹脂、塗料・インキ用途向け材料や添加剤の販売が増加したことから、売上高は前年度比18.8%増の7,106百万円となりました。

機能材料関連 半導体業界の好調を背景にセラミックス製品の販売が増加したことを主因に、売上高は前年度比11.0%増の3,644百万円となりました。

電子材料関連 半導体製造用途向け商材等の販売が増加したことから、売上高は前年度比9.8%増の4,095百万円となりました。

そ の 他 ワインの販売が減少したことから、売上高は前年度比3.3%減の265百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1,022百万円で、その主な内容は、社員寮の取得836百万円です。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 89 期 (2018年10月期)	第 90 期 (2019年10月期)	第 91 期 (2020年10月期)	第 92 期 (2021年10月期)
売 上 高 (百万円)	42,358	41,355	39,218	45,132
経 常 利 益 (百万円)	2,335	2,384	2,294	2,905
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,513	1,569	1,532	2,108
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	151円64銭	157円25銭	153円56銭	211円30銭
総 資 産 (百万円)	37,331	39,070	38,438	43,254
純 資 産 (百万円)	27,876	28,861	29,668	31,841
1 株 当 たり 純 資 産	2,793円69銭	2,892円41銭	2,973円31銭	3,191円07銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」（企業会計基準第28号）等を第90期の期首から適用しており、第89期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 対処すべき課題

2022年10月期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大がワクチン接種の進展により鎮静化し緩やかに回復すると見られるものの、世界的な半導体不足による自動車の減産、中国の電力規制問題、急激な為替変動、資源価格の高騰、物流停滞といった不安要因があり不透明な情勢が見込まれます。一方、海外では中国および米国経済は成長率が鈍化するものの堅調に推移し、欧州経済も緩やかに回復することが見込まれますが、欧米地域における同ウイルス感染の再拡大に加えて新たな変異株の出現など楽観視出来ない状況にあります。

今や持続可能な社会の実現に向けたSDGsへの取り組みは世界の潮流となっております。当社グループは、SDGsへの取り組みを経営戦略の重要課題と位置づけ、社会的課題解決のため持てる技術、知識、ノウハウを最大限活用し、新たな市場開拓、事業領域の拡大、環境・社会の変化を見据えた新商材開発などの様々なビジネスチャンスの創出に努めます。こうした活動は持続的成長の原動力となり、競争力や企業価値を高めると共にサステナブルな社会の実現に貢献します。機械製造販売事業ではバイナリー発電や再生可能エネルギー等の環境負荷低減に繋がる装置販売を促進し、化学工業製品販売事業ではバイオプラスチック等脱炭素素材、リサイクル樹脂、省エネ向けパワー半導体等の様々なビジネスチャンスを的確に捉え販売に繋げ業績向上を図ります。

また、機械製造販売事業では海外ビジネスの拡大を図ることが当社グループの更なる成長実現に繋がる重要課題と認識し、中国および東南アジア向けの販売拡大に加えて、北米および中南米における市場開拓を一段と推進することにより販売増大を図ります。国内では新製品の開発推進と既存市場の更なる拡大を目指します。販売競争が一層激化する中、他社製品との差別化を実現すべく業界初のAI制御装置の拡販に注力し、生産面では生産体制改革によるコストダウンやAIの活用による効率化を一層加速します。

化学工業製品販売事業でも機械製造販売事業と同様に海外ビジネスの拡大を重要課題と認識し、タイ現地法人に続き2021年に設立したベトナム、マレーシア現地法人の本格稼働により東南アジアでの展開を一段と拡充する他、欧州、ロシア、アフリカにおける更なる商材開発を目指した事業展開を推進します。国内では全営業部門において新規市場開拓と商品開発を積極的に推し進め業績向上を図ります。

これらを着実に実行するために当社のグローバル化とこれを担う人材教育などの施策を推し進め、両事業の持続的成長と収益力向上を図って行く方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
バマシナリー株式会社	千円 56,000	100.0%	板金加工、機械加工
巴機械サービス株式会社	千円 25,000	100.0	分離機器のアフターサービス・部品販売
星際化工有限公司	千HK\$ 72,000	100.0	合成樹脂原料等の仕入・販売
星際塑料(深圳)有限公司	千US\$ 4,200	※ 100.0	合成樹脂の着色加工・コンパウンド
巴工業(香港)有限公司	千HK\$ 10,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴恵貿易(深圳)有限公司	千RMB 5,000	※ 100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴栄機械設備(太倉)有限公司	千US\$ 5,000	100.0	分離機器の製造・販売・アフターサービス
Tomoe Engineering USA, Inc.	千US\$ 0.1	100.0	分離機器、部品の販売・アフターサービス
TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.	千THB 16,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.	千VND 13,746,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
TOMOE Trading (Malaysia) Sdn.Bhd.	千MYR 4,400	100.0	化学工業製品の仕入・販売

(注) 1. ※印は、間接の出資比率です。

2. TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.およびTOMOE Trading(Malaysia)Sdn.Bhd.は、2021年6月に設立され、当社の子会社になっております。

3. 星際化工有限公司、星際塑料(深圳)有限公司、巴恵貿易(深圳)有限公司、巴栄機械設備(太倉)有限公司につきましては、決算期が12月31日ですので、2021年9月30日現在で実施した仮決算に基づく数値によっております。

4. 巴栄工業機械(上海)有限公司につきましては、2021年3月4日付で清算終了しました。

(7) 主要な事業内容

機械製造販売事業：遠心分離機はじめ各種分離機および応用装置・関連機器の製造・販売ならびに一般機器・装置類の販売

化学工業製品販売事業：合成樹脂、化学工業薬品、無機材料、電子材料、洋酒類ならびにこれらの関連製品・加工品の輸出入および販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本社：東京都品川区北品川五丁目5番15号

支店・営業所：大阪支店(大阪市北区)

札幌営業所(札幌市中央区)

仙台営業所(仙台市青葉区)

工場：サガミ工場(神奈川県大和市)

福岡営業所(福岡市中央区)

名古屋営業所(名古屋市中村区)

ソウル支店(韓国)

湘南工場(神奈川県平塚市)

② 子会社の主要な事業所

バマシナリー株式会社(神奈川県綾瀬市)

巴機械サービス株式会社(神奈川県平塚市)

星際化工有限公司(香港)

星際塑料(深圳)有限公司(中国)

巴工業(香港)有限公司(香港)

巴恵貿易(深圳)有限公司(中国)

巴栄機械設備(太倉)有限公司(中国)

Tomoe Engineering USA, Inc. (米国)

TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)

TOMOE Trading (Malaysia) Sdn.Bhd. (マレーシア)

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前年度末比増・減(△)
機械製造販売事業	422名	6名
化学工業製品販売事業	252	3
全社(共通)	70	2
合計	744	11

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 10,533,200株
 (2) 株主の総数 14,019名 (前期末比888名減)
 (3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	千株 969	% 9.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	654	6.55
巴 工 業 取 引 先 持 株 会	547	5.48
野 田 眞 利 子	397	3.97
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	392	3.93
山 口 温 子	314	3.14
巴 工 業 従 業 員 持 株 会	287	2.88
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	266	2.66
有 限 会 社 巴 企 画	245	2.46
佐 良 直 美	230	2.30

- (注) 1. 上記以外に自己株式が554,911株あります。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 仁	
専務取締役	玉 井 章 友	機械本部長
常務取締役	篠 田 彰 鎮	化学品本部長 巴恵貿易（深圳）有限公司董事長
取 締 役	矢 倉 敏 明	経理部および経営企画室担当
取 締 役	伊 藤 勝 彦	機械本部副本部長（産業機械営業部および海外営業部担当）
取 締 役	東 徹 行	化学品本部副本部長（機能材料部、工業材料部および鋳産部担当） 巴物流株式会社代表取締役社長
取 締 役	佐 田 淳	機械本部副本部長（生産担当）兼サガミ工場長
取 締 役	藤 井 修	総務部および業務部担当
取 締 役	藤 井 栄	化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）
取 締 役	杉 浦 路 明	機械本部副本部長（環境設備営業部担当）
取 締 役 (常勤監査等委員)	深 沢 正 義	
取 締 役 (常勤監査等委員)	八 尋 研 治	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 誠	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	蓮 沼 辰 夫	

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

2021年1月28日付

退任 常務取締役 本間 義人 就任 取 締 役 藤井 栄
取 締 役 中村 政彦 取 締 役 杉浦 路明
取締役（常勤監査等委員） 村瀬 俊晴 取締役（常勤監査等委員） 八尋 研治

2. 当事業年度中の取締役の地位の変更

2021年1月28日付

新 旧
玉井 章友 専務取締役 常務取締役
篠田 彰鎮 常務取締役 取 締 役

3. 当事業年度中の取締役の担当の変更

2021年1月28日付

新 旧
専務取締役 玉井 章友 機械本部長 化学品本部長
常務取締役 篠田 彰鎮 化学品本部長 化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）

4. 監査等委員である取締役八尋研治、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏は、社外取締役です。

5. 監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、深沢正義および八尋研治の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 監査等委員である取締役八尋研治氏は、会社経営に携わった経験があり、職務執行に必要な財務、法務およびリスクマネジメントに関する知見を有しております。

7. 監査等委員である取締役中村 誠氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。

8. 監査等委員である取締役蓮沼辰夫氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
9. 監査等委員である取締役八尋研治、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより、当社に賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の兼職の状況

- ・社外取締役中村 誠氏は、上拾石・中村法律事務所に所属しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役蓮沼辰夫氏は、蓮沼辰夫税理士事務所を経営しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	八 尋 研 治	2021年1月28日の就任後に開催の取締役会17回および監査等委員会11回すべてに出席し、会社経営に携わった経験に基づき、適宜、意見を述べております。また、上記のほか、取締役会の諮問に応じて当社取締役の指名、報酬に関する事項等について審議する指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会のすべて(2回)に出席し、独立した客観的立場から取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性および客観性の確保に努めております。
	中 村 誠	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、意見を述べております。また、上記のほか、取締役会の諮問に応じて当社取締役の指名、報酬に関する事項等について審議する指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会のすべて(2回)に出席し、独立した客観的立場から取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性および客観性の確保に努めております。
	蓮 沼 辰 夫	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会14回すべてに出席し、長年にわたり企業税務に携わった経験に基づき、専門的見地から、適宜、意見を述べております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、管理職・監督者の地位にある従業員、退任した取締役（監査等委員である取締役を含む。）および監査役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。

5. 取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である者を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬および業績連動報酬である賞与で構成し、毎事業年度の業績ならびに取締役の担当事業部門の評価および個別評価に基づき適切に支給額を決定することを基本方針としております。

なお、当該基本方針は、2021年2月19日開催の取締役会決議により決定され、2021年11月19日開催の取締役会決議により改定されております。

その内容、決定方針は次のとおりです。

- ・基本報酬（固定報酬）は月額報酬とし、定時株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役職、常勤・非常勤の別および上場会社全般の報酬水準等を勘案します。
- ・賞与（業績連動報酬）は、継続的な連結経常利益の改善を図るため、取締役会が毎期の連結経常利益に基づき算出した係数を用いて支給総額案を決定し、当該期に係る定時株主総会の承認を得て毎年一定の時期に支給します。

なお、当期において係数の算出に用いた連結経常利益の実績は29億5百万円です。

- ・基本報酬（金銭報酬）の額および賞与（業績連動報酬）の支給割合については、業績連動報酬を基本報酬と別枠で株主総会の承認を受け、役員賞与として支給するため、固定的な割合は定めておりません。報酬総額に対する業績連動報酬の割合は、業績連動報酬の算出基礎となる連結経常利益の増減、取締役の担当事業部門の評価および個別評価により適切に変動するように設計されております。

なお、取締役は基本報酬の一部を当社役員持株会に拠出して自社株式を取得することについて協定を結び、取得した自社株式を在任中保有することによって取締役の報酬等と中長期的な企業価値との連動性を高めることとしております。

- ・基本報酬（固定報酬）の個別配分額は、役職、常勤・非常勤の別および上場会社全般の報酬水準等を勘案して取締役会決議により決定し、賞与（業績連動報酬）の個別配分額は、代表取締役が担当事業部門

別の評価および取締役の個別評価を行い、取締役会決議により決定します。

なお、取締役の報酬等の額を決定するに当たっては、監査等委員会の意見を確認します。

- ・取締役会が取締役の報酬等を決定するに当たっては、事前に指名・報酬諮問委員会の審議を経ることとし、同委員会は取締役の月額報酬および賞与配分に関する答申を行います。取締役会は、同委員会の答申を尊重することにより、報酬等の決定プロセスの公正性および客観性の向上を図っております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬（固定報酬）は、2017年1月27日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）の月額報酬2,000万円以内（決議時点の支給対象人数10名）、および監査等委員である取締役の月額報酬500万円以内（決議時点の支給対象人数4名）とすることを決議しております。

(3) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	241,127千円	190,945千円	50,182千円	12名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	75,652千円 (44,012千円)	49,351千円 (28,526千円)	26,301千円 (15,486千円)	5名 (4名)
合計	316,779千円 (44,012千円)	240,296千円 (28,526千円)	76,483千円 (15,486千円)	17名 (4名)

(注) 1. 報酬には、次の金額が含まれております。

第92回定時株主総会（本総会）において決議予定の役員賞与

取締役（監査等委員を除く。） 3名 50,182千円

取締役（監査等委員） 4名 26,301千円

2. 上記の取締役（監査等委員を除く。）および取締役（監査等委員）の支給人員には、2021年1月28日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名、取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40,000千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

40,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について、取締役等から説明を受け、当該内容の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任した理由を報告いたします。

7. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

- ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社グループ全体の企業行動規範を定め、法令等の遵守を宣言し、コンプライアンス研修を通じて役職員に遵法意識の浸透を図る。
 - ・ 当社の取締役、社外専門家等からなる企業倫理委員会を設置し、当社および子会社の部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を当社の取締役会に報告する。
 - ・ 社外の弁護士を窓口とするヘルプ・ラインを設け、当社グループ全ての役職員からコンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
 - ・ 当社の監査等委員会および当社の内部監査部門等が連携して、当社および子会社の業務プロセス等を監査することにより、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 文書管理規定を定め、当社の取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書または電磁的媒体（以下、文書等という）を保存する。
 - ・ 当社の取締役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「リスクマネジメント基本規定」により策定した、当社の事業活動に係るリスク管理の基本ルールに基づき、事業部門ごとに適切なリスク管理体制を整備する。
 - ・ リスクマネジメント委員会を設置し、子会社を含む全事業部門のリスク情報を統括的に管理するとともに、リスク管理体制の安定的運用を図る。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社グループ全体の中長期経営計画および年度目標を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。
 - ・ 合理的な経営方針を策定し、当社および子会社の重要事項について慎重に検討するため、当社の全取締役で構成する経営会議を組織し、審議する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ グループ会社管理規定を定め、それに基づき、子会社における所定の重要事項の決定に関して、当社への事前報告または事前承認を求める。
 - ・ 各子会社における内部統制に係る体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任する。
 - ・ 当該使用人の任命、人事異動については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑦ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ・ 当社の取締役および使用人は、経営会議、その他の重要な会議の審議内容、内部監査の結果、内部通報制度の運用状況ならびに財務状況について当社の監査等委員会に報告を行う。
 - ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社または子会社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生のおそれがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査等委員会または各監査等委員からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査および必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項の報告を行う。
 - ・ 当社の社内規定により、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由に当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。また、子会社については同様の対応がなされるよう適切な指導を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門等と日常的かつ機動的な連携を図るために必要な体制を整備する。
 - ・ 監査等委員会と当社の代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ・ 監査等委員会は、当社の内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
 - ・ 監査等委員会は、当社の会計監査人、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して役職員に周知徹底する。
 - ・ 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図る。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上の方針に基づき、当期に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、従来から実施していた集合型コンプライアンス研修の代替として、全社員を対象にウェブを利用したeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの一層の浸透を図っています。

内部通報制度については、企業倫理委員会、常勤の監査等委員および外部の弁護士事務所を通報窓口として運用しており、通報された事案に対しては行動規範および社内規定に定める手順に基づき、厳格な管理と適切な対応を行っています。また、取締役会は、企業倫理委員会から制度の運用状況に関する報告を受け、これを適切に監督しています。

② リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用されており、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性がある各種リスクについて情報収集、分析、評価等を継続して行い、統括的に管理しています。

新型コロナウイルス感染拡大への対応としては、社長を本部長とする緊急事態対策本部を2020年2月に設置し、引き続き感染拡大防止に適時かつ迅速に取り組んでいます。また、従業員、関係者の安全確保を優先しつつ事業への影響を最小限に留められるよう、在宅勤務や時差通勤を実施しており、在宅勤務時における一層の情報セキュリティ強化を図るべく、クラウド型のアンチウイルスソフトを導入しています。

③ 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

取締役会は当期において22回開催され、取締役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っています。また、社外取締役は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を表明するとともに、監査等委員として監査等委員会を組織し、取締役の業務執行に関する監査・監督およびこれらに基づく提言等を積極的に行っています。取締役会の審議に必要な資料は事前配付され、出席者が十分な準備を行えるように配慮しています。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査等委員会は、社外取締役3名および当社の業務に精通した当社出身の非業務執行取締役1名により構成されています。監査等委員会は当期において14回開催され、取締役の職務執行に関する監査・監督および内部統制システムに関する監査等について協議・決議を行っています。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、会計監査人および内部監査部門等と連携するとともに、常勤の監査等委員を選定して監査・監督に係る環境の整備および社内情報の収集を積極的に行い、監査・監督機能の実効性確保に努めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営上の重要な責務となる株主様への利益還元に関しては、「財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を実施する」方針により臨んでおります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

本事業報告では、金額および株式数については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,404,810	流動負債	10,670,876
現金及び預金	12,607,490	支払手形及び買掛金	4,208,592
受取手形及び売掛金	11,694,334	電子記録債務	2,306,052
電子記録債権	3,279,411	未払金	685,729
商品及び製品	3,589,851	未払法人税等	775,198
仕掛品	1,290,848	前受金	308,942
原材料及び貯蔵品	743,778	賞与引当金	1,406,031
その他	263,549	役員賞与引当金	80,979
貸倒引当金	△64,455	製品補償損失引当金	363,270
		その他の	536,079
固定資産	9,849,194	固定負債	741,673
有形固定資産	5,909,917	役員退職慰労引当金	5,460
建物及び構築物	3,053,095	退職給付に係る負債	67,772
機械装置及び運搬具	437,019	繰延税金負債	668,441
土地	2,302,076	負債合計	11,412,550
建設仮勘定	16,246	(純資産の部)	
その他	101,480	株主資本	30,902,234
無形固定資産	81,073	資本金	1,061,210
投資その他の資産	3,858,203	資本剰余金	1,483,410
投資有価証券	1,425,438	利益剰余金	28,721,695
差入保証金	402,260	自己株式	△364,081
退職給付に係る資産	1,956,842	その他の包括利益累計額	939,220
繰延税金資産	13,508	その他有価証券評価差額金	450,885
その他	82,045	繰延ヘッジ損益	7,785
貸倒引当金	△21,892	為替換算調整勘定	213,842
		退職給付に係る調整累計額	266,705
資産合計	43,254,004	純資産合計	31,841,454
		負債及び純資産合計	43,254,004

連結損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売上高		45,132,616
売上原価		35,017,477
販売費及び一般管理費		10,115,138
営業利益		7,271,456
営業外収益		2,843,681
受取利息	2,526	84,308
受取配当金	33,951	
受取賃貸料	7,407	
為替差益	5,775	
その他	34,646	
営業外費用		
支払利息	2,423	22,769
支払手数料	9,000	
売却引	6,423	
その他	4,921	
経常利益		2,905,220
特別利益		
投資有価証券売却益	23,927	86,924
関係会社清算益	62,996	
税金等調整前当期純利益		2,992,144
法人税、住民税及び事業税	1,002,048	883,775
法人税等調整額	△118,272	
当期純利益		2,108,369
親会社株主に帰属する当期純利益		2,108,369

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,153,050	流動負債	10,303,516
現金及び預金	10,767,325	支払手形	50,606
受取手形	1,101,263	電子記録債権	2,166,734
電子記録債権	3,271,931	買掛金	3,815,910
売掛金	9,719,722	短期借入金	397,880
商品及び製品	2,893,664	未払金	626,063
仕掛品	1,155,714	未払法人税等	729,421
原材料及び貯蔵品	679,502	前受金	280,608
短期貸付金	765,581	賞与引当金	1,294,348
その他	134,760	役員賞与引当金	78,455
貸倒引当金	△336,415	製品補償損失引当金	363,270
固定資産	10,566,899	その他	500,217
有形固定資産	5,415,912	固定負債	576,083
建物	2,780,057	退職給付引当金	18,054
構築物	15,182	役員退職慰労引当金	5,460
機械及び装置	292,274	繰延税金負債	552,569
車両運搬具	0	負債合計	10,879,600
工具器具及び備品	78,005	(純資産の部)	
土地	2,250,393	株主資本	29,381,678
無形固定資産	75,135	資本金	1,061,210
電話加入権	8,165	資本剰余金	1,483,410
ソフトウェア	66,969	資本準備金	1,483,410
投資その他の資産	5,075,850	利益剰余金	27,201,140
投資有価証券	1,391,438	利益準備金	230,000
関係会社株式	1,139,369	その他利益剰余金	26,971,140
関係会社出資金	606,090	配当引当金	250,000
長期貸付金	10,265	固定資産圧縮積立金	16,713
差入保証金	357,017	別途積立金	24,330,000
前払年金費用	1,535,320	繰越利益剰余金	2,374,426
その他	58,241	自己株式	△364,081
貸倒引当金	△21,892	評価・換算差額等	458,671
資産合計	40,719,950	その他有価証券評価差額金	450,885
		繰延ヘッジ損益	7,785
		純資産合計	29,840,350
		負債及び純資産合計	40,719,950

損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売上高		40,569,248
売上原価		31,628,436
売上総利益		8,940,812
販売費及び一般管理費		6,580,860
営業利益		2,359,952
営業外収益		
受取利息	5,564	
受取配当金	71,094	
受取賃貸料	60,585	
貸倒引当金戻入額	63,400	
為替差益	2,232	
その他	37,892	240,768
営業外費用		
支払利息	5,036	
賃貸原価	19,322	
支払手数料	9,000	
売上割引	6,423	
その他	3,258	43,041
経常利益		2,557,680
特別利益		
投資有価証券売却益	23,927	
関係会社清算	236,378	260,306
税引前当期純利益		2,817,986
法人税、住民税及び事業税	937,100	
法人税等調整額	△99,802	837,298
当期純利益		1,980,688

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月16日

巴工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、巴工業株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、巴工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月16日

巴工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、巴工業株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月20日

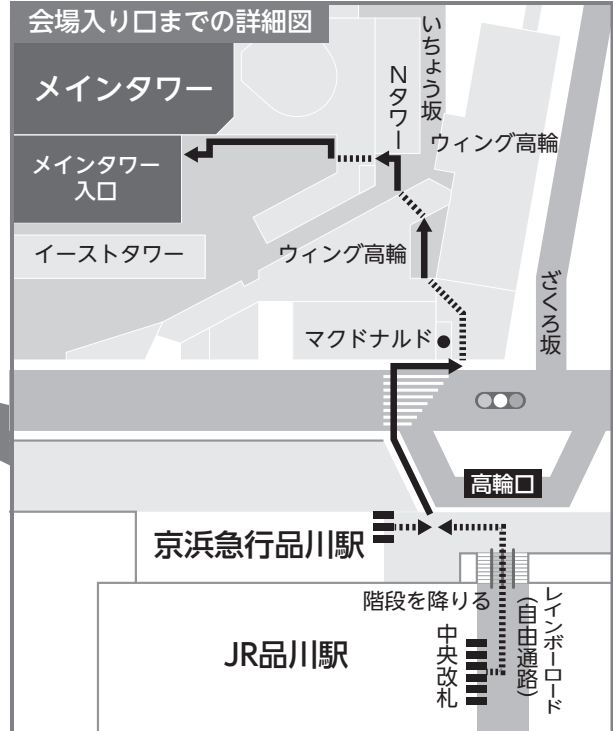
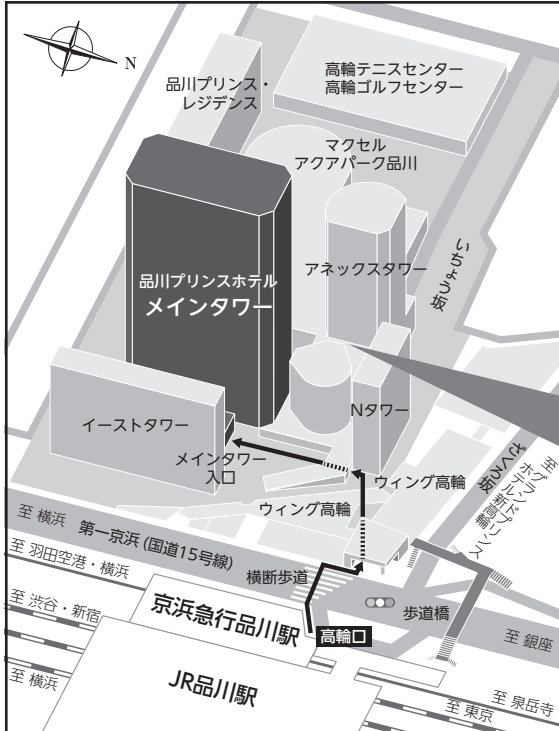
巴工業株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	深 沢 正 義 ㊟
常勤監査等委員	八 尋 研 治 ㊟
監査等委員	中 村 誠 ㊟
監査等委員	蓮 沼 辰 夫 ㊟

(注) 監査等委員八尋研治、中村誠及び蓮沼辰夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー17階 「オパール17」
TEL 03-3440-1111 (代表)



最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩3分
JR品川駅中央改札口(高輪口) 徒歩3分



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場につきましては慎重にご判断いただき、書面またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。